

自治基本条例検討市民会議

まちづくり瓦版 第2号

2011.7.27

7月27日(水)18時から北上市生涯学習センター第1学習室で、第2回北上市自治基本条例検討市民会議が開催されました。今回は、自治基本条例の内容を理解する、自治基本条例の骨子のイメージを共有するの2つの目標を持って、会議を行いました。

<当日の様子>

情報提供

「自治基本条例とは～名張市を事例に考える～」

前回のふりかえりと本日の目的説明のあと、自治基本条例とはそもそもどんなものなのか、名張市を例に情報提供がありました。

- ・名張市自治基本条例とそれに付帯する計画や条例
- ・名張市と北上市の比較

ワークショップ

「自治基本条例の目的を考える」

今回は2班に分かれてのワークでした。

はじめに、個人でまちづくり協働推進条例の目的を、他市の条例を参考に検討、発表しました。

次はグループ内で、個人検討で出された目的でグッときたフレーズを付箋に書き出し、共有しました。

グッときたフレーズの傾向を見てみると...

- ・夢と希望 ・住民による住民のための自治
- ・自らまちを育てる ・水と緑

また、ことばの表現がやわらか、イメージしやすくわかりやすい目的が多く共感を得ました。

ワークショップ

「自治基本条例の骨子を考える」

まず、2人1組になって、自治基本条例の骨格案の項目について、「必ず入れるべき」「簡略化+別条例で具体化」「ここまでは入れなくてもよい」に分類しました。また、改善点や気づきについて付箋に書きだしました。

次に、検討結果を検討シートにシール、付箋で落としこみ、グループ内で共有しました。

更に、グループを越えて検討シートと目的を見合い、それぞれの検討結果を共有しました。

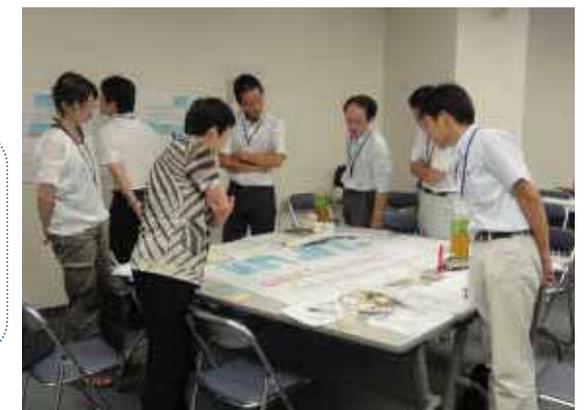
最後に、自治基本条例の骨子のイメージができたことを確認し、閉会しました。

【次回会議日程】

8/24(水)18:00～

生涯学習センター第1学習室

次回からは、北上市版自治基本条例の内容をさらに深く検討していきます。皆さん、よろしくお願いします！



<ふりかえりカードより>

- ・参加者のバランスがよく、ワークも簡単でよかった。更に、グループでの話し合いがもう少しとれるとよいと思う。8人×2 5～6人×3でもよいのでは。
- ・様々な自治基本条例をみて、なんとなくイメージできたが市町によって項目が様々だったので「はて？北上だとどんな感じになるんだべ？」と少しワクワクしています。おつかれさまでした。
- ・北上市づくりの憲法であり、自治基本条例を造るにあたり早急であり、今回の取り組みご、再び同様の取り組みをすると一層、中身のあるものとなるのでは？
- ・持続可能なまちであるためには、経済対策は欠かせない。住民直接投票が話題になった時代から、3.11 以後は自治のポイントも変わったと思う。この会は、最後には自分の案を出させられるのですか？
- ・北上市にあったまち育て、協働、水・緑などのキーワードを使った目的があればいいと感じた。また、市民と議会、事業所、市が対等である、対等だと感じられる表現が良いと感じた。
- ・条例の目的は皆さん分かりやすさを重視しているようで、自分のまちのビジョンが明らかなので、1人1人の意見がとても興味深かった。
- ・初会欠席でちょっと不安な気持ちでの参加であったが、何とか解け込めた。行政に市民が入りすぎると議会の立場、また、地域間の温度差が生じはしないかと少し心配でもある。
- ・自治基本条例の目的がわかってきました。今回の作業をしながらメンバーの方々に助けられ…。良かったです。次回もこのメンバーだったら良いな…。
- ・これから具体的検討に入っていくと思うが、2時間という枠では検討の時間が短いことから、事前に資料配布をしてもよいかもしれない。
- ・参加されている方々の意見はほぼ同じに思われた。
- ・表現は「やわらかく」いくべき。子どもの参画も条例ではいれるべき。
- ・わかりやすい進行だったので、自分の意見もまとめやすかった。市民会議と一緒にわかりやすい条例ができることを目的としたい。
- ・時間があれば班の中で共有できれば良かったかな。
- ・短時間に内容をつめこみすぎのような印象です。この条例がなんのために必要で、条例があると今の状況がどう変化して、何を变えるためにどんな条例が必要なのか…？というあたりをもっとみんなで丁寧に共有してもよいのではないかと個人的には思います。
今日は、短時間で自治基本条例のアウトラインを知るために、他自治体の条例を活用したのだと思いますが、次回の進め方しだいでは、他の条例のコピー&ペーストにおちいりかねないので、次回の会議が今後のカギになるのかな？とも思います。

<今回の成果 自治基本条例第1条の目的を検討しよう>

この条例は、北上市の将来に夢と希望のもてるまちづくりに関する基本的な事項を定め、自治の基本理念を明らかにし、安心して生活できる環境にすることを目的とする。

“将来に夢と希望のもてるまちづくり”というフレーズがステキ。

やさしい言葉で将来希望が持てる目的と思う

ことばの表現がやわらか

表現がやわらかい

かたくなくイメージしやすい

この条例は、北上市における自治の基本的な事項を定め、市民の権利及び責務、議会、市長及び執行機関の責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、北上市が夢と希望をもてる自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

夢と希望

ゆめときぼう

この条例は、北上市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と責任を明らかにし、市民、市議会及び市（行政）の果す役割を定めることにより、住民による住民のための自治を実現することを目的とする。

住民による住民の為 好きなフレーズ。

住民による住民のための自治 この文面はわかりやすい

住民による・・・ good!!

「住民による住民のための」というフレーズがまさにこの条例をつくる目的だと思う。

市民の重要性があり、議会が含まれている

この条例は、市民がまちに希望を見出し、自らまちを育てる為に市及び市民の権利と義務を明らかにし、協働の仕組みを定め、心から豊かになれるまちの実現を目的とする。

自らまちを育てる フレーズが良い

「まちを育てる」いいフレーズです 市長もきっと…。

自らまちを育てる

この条例は、水清く緑あふれる北上市を良好な状態で将来の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政の役割と責任を明らかにし、協働によるまちづくりを進めていくための…。

水と緑及び将来…が良い

水・緑 北上にははずせないキーワード!

事業者が入っているので

この条例は、市民が安心して生活できる環境と豊かでやさしい“まちづくり”を実現するため、市民の権利と責任（責務）を明らかにし、各主体間における情報共有、参画及び協働に関する基本的な事項を定め、自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。

かたくない表現がいいです。

かたくなくイメージしやすい

各主体間における情報共有。絶対に必要！

この条例は、自立した持続可能な地域社会を実現するために、その主体となる市民、行政、企業の役割、権利、責任などの基本的事項及び仕組みを定めることを目的とする。

何を実現したいのか、その為にどうすることを定めているのか明確で分かりやすかった。

一般市民に分かりやすい

目的がはっきりしている

この条例は、北上市民が将来において、輝ける夢と希望をもてるまちづくりにするため、市民の権利を明らかにし、市民、市議会及び行政がはたすべき役割や市政運営の仕組みを定め、安全で安心な生活環境と心豊かで笑顔あふれるまちづくりを実現することを目的とする。

安全で安心な生活環境と心豊かで笑顔あふれるのフレーズが良い！

ビジョンがしっかりしていて、実現したい市の状態がわかりやすかった。

「将来の～希望をもてる」のフレーズが

この条例は、北上市における自治の基本的な事項定め、市民及び地域、市、議会それぞれの権利や責務を明確にし、それぞれが果たすべき役割や仕組みを定めることを目的とする。

“地域”という言葉を入れることは、とても北上市らしいかもしれない。

この条例は、北上市の自治に関し、市民が参加・参画し、その権利及び役割と、行政の責務を明らかにして、自治の基本的な事項並びに制度を定めることにより、市民主体の自治を目的とする。

シンプル

この条例は、自治の基本的な事項を定め、市民、事業者、議会、市の役割、責務等を明らかにするとともに、自立した地域を目的とする。

事業者が入っているのだから目的はシンプルがよいと思ったため。

この条例は、市民主体のまちづくりを実現するため、市民の権利及び役割、議会及び市の役割、責務を明らかにし、もって北上市らしい協働のまちづくりを推進し、それぞれが豊かな地域社会を創造することを目的とする。

この条例は、自治の基本理念を明確にし、市民・地域・行政の責務を制度として定め、自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会、市長及び市の執行機関の責務等自治に関する基本事項を定めることにより・・・。

この条例は、市の自治・自立の基本理念を明らかにするとともに、市民、市長、議員、市職員等について、その役割と責任を明らかにし、市の豊かなまちづくりを進めることを目的とする。

＜今回の成果 自治基本条例の骨子を検討しよう＞

自治基本条例 検討シート 直感を大切に分類してみましょう

1班

章	項目	必ず入れるべき	簡略化+別条例で具体化	ここまでは入れなくてもよい	改善点・気づき
第1章 総則	目的				
	定義				
	自治の原則				<ul style="list-style-type: none"> ・もっとわかりやすい定義が良い ・理念と原則どちらがふさわしいのでしょうか。
第2章 市民	市民の権利				<ul style="list-style-type: none"> ・“地域”も盛り込みたい
	市民の役割と責務				
第3章 市議会	議会の役割、権限等				<ul style="list-style-type: none"> ・市民が関心を持って入りやすい議会に
	議会の責務				
	議員の責務				
第4章 市長等	市長の役割と責務				
	職員の役割と責務				
第5章 情報共有	情報共有				<ul style="list-style-type: none"> ・一つに、別条例で個人情報 やりにくい ・しくみ、手続き等を別立てで具体的に条例化
	情報公開				
	個人情報保護				
	説明責任				
第6章 市政運営	総合計画				<ul style="list-style-type: none"> ・自治法で決まっていることを、再度ここで盛り込む必要があるか？ ・行政の役割と責務が簡潔に書かれていれば、細かいことはいらぬのでは？
	組織				
	人事政策				
	法務政策				<ul style="list-style-type: none"> ・市民にわかりやすいように！
	法令遵守と公益通報				
	行政手続				
	地域経営の原則				
	事務事業の実施等における原則				
	財政等				
	行政評価				
	監査				
	危機管理				
第7章 参画及び協働	政策形成及び実施過程への参画				<ul style="list-style-type: none"> ・ただし書きは要検討 ・方法、しくみを別立てで具体的に。
	評価等への参画				<ul style="list-style-type: none"> ・議会との役割分担は？
	審議会等				
	住民投票				<ul style="list-style-type: none"> ・体制をととのえる ・しくみ、条例の文言を要検討
	コミュニティ活動				
	地域づくり				<ul style="list-style-type: none"> ・別条例がほしい。区長制度の再検討・見直しをしたい。
	市民公益活動				<ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動、協働のまちづくりは協働条例との住み分けが必要

	協働のまちづくり				
第8章 最高規範性	最高規範性				
第9章 地方自治体との関係	国及び県との関係 他の自治体との関係				
その他	自治基本条例見直し 子どもの参加				・子どもの参加、国際交流等 子ども、若い人にも入りやすく(子どもにもわかるように) ・子どもに限らず、全ての年代が参加できるように ・見直しで検討
	国際交流				・見直しで検討
	要望への対応				・市政運営に
	意見公募				・意見交換会、パブコメ等を定義

自治基本条例 検討シート 直感を大切に分類してみましょう

2班

章	項目	必ず入れるべき	簡略化+別条例で具体化	ここまでは入れなくてもよい	改善点・気づき
第1章 総則	目的				・「編」を立てる 理念、原則...など(構造図のように)
	定義				・市民に「事業者」も入れる
	自治の原則				・「原則」ではなく分かりやすく!
第2章 市民	市民の権利				・「権利」の言葉をもっと分かりやすく ・箇条書きでわかりやすく ・「市」は市全体を、「市役所」は行政をというようにはっきりとした区別を。
	市民の役割と責務				・責務 責任
第3章 市議会	議会の役割、権限等				
	議会の責務				
	議員の責務				・議員の責務を入れずとも自己研さん、誠実な職務遂行できない人はできないのでは?と思う
第4章 市長等	市長の役割と責務				・市長と職員を分ける必要がない
	職員の役割と責務				
第5章 情報共有	情報共有				
	情報公開				
	個人情報保護				
	説明責任				
第6章 市政運営	総合計画				・総合計画～危機管理まで ちょっとかたすぎ
	組織				・「簡素な」という語を入れる
	人事政策				
	法務政策				
	法令遵守と公益通報				
	行政手続				
	地域経営の原則				

	事務事業の実施等における原則			
	財政等			・第3項だけでよい
	行政評価			
	監査			・財務の監査だけではなく、いろいろな仕事をチェックできる審査会的なもので
	危機管理			
第7章 参画及び協働	政策形成及び実施過程への参画			・第5章 情報共有に入れても良いのでは？
	評価等への参画			
	審議会等			
	住民投票			・市議会もあり、あまり頻繁に実施するのはいかがなものか
	コミュニティ活動			} さらに別条例で具体化する ・「事業者にも適切な措置」を
	地域づくり			
	市民公益活動			
	協働のまちづくり			
第8章 最高規範性	最高規範性			
第9章 地方自治体との関係	国及び県との関係			・国と県と「対等」のところをもっと強く ・まとめる
	他の自治体との関係			・まとめる
その他	自治基本条例見直し			・5年に1度を目処に見直す(総合計画が10年だから)
	子どもの参加			
	国際交流			
				・わかりやすくなら、イラストやグラフィックにしてはどうか
				・行政、議会、住民とか定期的にテーマをもうけて意見交換やグループワークなどを行い、対等な立場を構築することを入れては！！